

平成 29 年度 三木町 農業委員会  
10 月 定例会議 事録

香川県 木田郡 三木町 農業委員会

平成29年度三木町農業委員会  
10月 定例会議事録

(会 期) 1日間  
(開催年月日) 平成29年10月23日  
(会議時間) 13:30～15:00  
(開催場所) 三木町農村環境改善センター農事研修室  
(議 題) 別紙のとおり

出席委員数16名

1番	渡辺 正春	11番	井戸 俊博
2番	佐竹 一夫	12番	藤澤 勇一
3番	藤本 義伸 (欠席)	13番	中川 詰郎
4番	香西 俊之	14番	谷井 正隆
5番	新地 照男	15番	鎌倉 博之 (欠席)
6番	溝渕 廣明 (欠席)	16番	小松 洋子
7番	松田 隆雄	17番	鎌倉 守
8番	香川 県	18番	高尾 壽一 (会長職務代理)
9番	入倉 修一	19番	脇 博文 (会長)
10番	多田 孝夫		

(事務局)

1. 山地修事務局長
2. 石井健一課長補佐
3. 小倉恵理副主幹
4. 安元哲平係長
5. 稲田貴之主任主事

(別紙)

(1) 議案

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 非農地証明願について

議案第5号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について

議案第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画について

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第2号 使用貸借返還通知について

(2) 香川県農業会議常任会議審議報告について

(3) その他

## 事務局

それでは、10月の三木町農業委員会定例会を開会いたします。今月の定例会はご案内申し上げた通り、農地法関係議案等8件と農用地利用集積計画及び農地中間管理事業の農地利用配分計画についてそれぞれご審議をお願いします。その後、会長より県農業会議常任会議審議状況報告をお願いいたします。本日の出席委員は19名中16名で、定足数に達していますので定例会は成立しています。欠席は藤本委員、溝渕委員、鎌倉委員です。定例会議事録署名委員につきましては、香西委員と新地委員をお願いいたします。それでは進行を会長お願いします。

## 会長

それではただ今から定例会を開催いたします。議案第1号から議案第6号について上程致しますので、皆様慎重審議をよろしくお願いします。それでは議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について事務局から説明をお願いします。

## 事務局

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について

番号1 申請地：井上字池上 1筆 66㎡

地目：田1筆

譲渡理由：耕作不便

譲受理由：隣接地の取得

権利：所有権移転売買

番号2 申請地：池戸字香蓮寺 8筆 7,130㎡

地目：田8筆

譲渡理由：子への贈与

譲受理由：親より受贈

権利：所有権移転生前一括贈与

番号1から番号2の全てにおきまして、全部効率利用要件および下限面積要件等問題がありませんでした。

## 会長

ありがとうございます。それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

## 5番委員

番号1について、耕作不便より隣接農地所有者への所有権売買です。

## 会長

ありがとうございました。

## 18番委員

番号2について、父から子への生前一括贈与です。お父さんが高齢になり田んぼができないということもあっての贈与です。面積は7反ほどです。場所は自宅周りになります。

会長

ありがとうございました。それでは、質疑に入ります。質問のある方ございますか。

委員一同

(なし)

会長

無いようですので、採決に移りたいと思います。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、承認するという委員の方は挙手をお願いします。

委員一同

(挙手)

会長(高尾農地部長)

ありがとうございます。満場一致で承認することに決しました。続きまして、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について、議案第3号、農地法第5条による許可申請について、一括して事務局から説明をお願いします。

事務局

議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について

番号1	申請地	氷上字西ツフロ木	2筆	489㎡
	地目	畑	2筆	
	現況	宅地	2筆	
	目的	既存住宅平屋建	1棟	210.03㎡
		新築車庫平屋建	1棟	27.10㎡
	併用地	宅地		387㎡
	造成時期	平成元年頃から		
番号2	申請地	氷上字東青岸	1筆	304㎡
	地目	田	1筆	
	現況	宅地	1筆	
	目的	既存納屋2階建	1棟	106.5㎡
	併用地	宅地		592㎡
	造成時期	昭和48年頃から		

番号1について説明します。

番号1は、無断転用の是正になります。

当該申請につきましては、無断転用になりますが無断転用部分には始末書が添付されており、周辺農地等への影響はありませんでした。その他、特筆する疑義はありませんでした。

番号2について説明します。

番号2は、無断転用の是正になります。

当該申請につきましては、無断転用になりますが無断転用部分には始末書が添付されており、周辺農地等への影響はありませんでした。その他、特筆する疑義はありませんでした。

続きまして、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について。

番号1 申請地：鹿伏字中所 1筆 404㎡  
地目：田1筆  
現況：畑1筆  
目的：新築住宅2階建 1棟 122.61㎡  
権利の種類：使用貸借権設定

番号2 申請地：平木字上所 1筆 498㎡  
地目：田1筆  
現況：田1筆  
目的：新築住宅平屋建 1棟 208.59㎡  
権利の種類：使用貸借権設定

番号1について説明します。

番号1は、家族間における使用貸借権の設定になります。

番号2について説明します。

番号2は、家族間における使用貸借権の設定になります。

会長

ありがとうございます。それでは現地調査を行っていますので担当委員の方から報告をお願いします。

5番委員

それでは、現地調査の報告を行います。10月分の農地法関連の申請について、去る平成29年10月16日（月）の午前9：00から4条申請2件、5条申請2件につきまして、協会長、高尾副会長、松田委員、新地委員(当番委員)、事務局3名の合計7名、及び、担当地区の農業委員、農地利用最適化推進委員にて現地調査を実施いたしました。

現場では、申請区域の特定、隣接農地の状況、造成方法、排水方法等について、確認いたしました。その中で問題になりましたのは、4条申請の番号1、2についてです。こちらについては既に造成が行われておりましたが、始末書の添付がありました。その他の件につきましては特に問題ありませんでした。以上で現地調査の報告を終わります。

会長

ありがとうございました。それでは、担当委員さんからの補足説明をお願いします。

事務局

議案第2号、農地法第4条許可申請、番号1について、地元農業委員の藤本委員が欠席のため、事務局が代わりに説明いたします。申請地はすでに造成されておりまして、造成時期が平成元年ごろですが、当時家族が増え手狭になったことによる増築を行った際、宅地北側部分を無断で造成し、住宅の敷地とし現在に至っています。また、南側の農地につきましても、公道から宅地への進入路がなかったため無断で農地を造成し、宅地への進入路及び庭として使用してきました。また、それに伴い、現在カーポートがなく不便なために南側の農地に新設するという申請です。すでに造成されていることもあり、排水等も現状と何ら変わりなく、問題なく排水できることから水利組合の同意、また土地改良区の意見書もいただいております、何の問題もないと思われまます。

13番委員

議案第2号、番号2について、既存納屋を確認したところ目的は、煙草の耕作のために納屋を自分で建てたということです。今は、農機具の倉庫また、乾燥するときの作業所に使っています。特に問題はありませんでした。

9番委員

議案第3号、農地法第5条申請 番号1について、譲受人は、譲渡人の子の家族で新築住宅を建設するものです。場所につきましては、別紙の地図をご覧ください。譲渡人の住宅に隣接するとともに町道に面しており、特に問題はないと思います。

続きまして、番号2について、譲渡人の孫家族が新築住宅を建設するものです。譲渡人の住宅に近接するとともに町管理農道に面しており、特に問題ないと思います。

会長

ありがとうございました。以上が、4条、5条許可申請になります。何か、質問等ある委員の方がいれば挙手等お願いいたします。

委員一同

(無し)

会長

無いようでございますので採決に移りたいと思います。議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について承認するという委員の方は挙手をお願いします。

委員一同

(挙手)

会長

ありがとうございます。満場一致で承認することに決しました。続きまして、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について承認するという委員の方は挙手をお願いします。

委員一同

(挙手)

会長

ありがとうございます。満場一致で承認することに決しました。続きまして、議案第4号、非農地証明願いについて、事務局から説明をお願いします。

事務局

議案第4号、非農地証明願いについて

番号1 申請地：井上 327㎡  
地 目：畑1筆  
目 的：原野

番号2 申請地：井上 29.22㎡  
地 目：田3筆  
目 的：農道

番号1について説明します。

番号1については、池の西側になりまして、池の堤に取り込まれるようにすでに原野化されています。申請人は、平成18年に親より相続し、現在に至っています。親の代からこの農地については形も悪く進入路も狭いため耕作が不便であり、周りの堤等に取り込まれるように原野化したものです。よって非農地証明願の申請がされたものです。

番号2について説明します。

番号2については、すでに農道として使っており、申請人は平成29年8月に相続の登記をした際にその事実が発覚し、田として使っていないので、農道として登記したいということで非農地証明願の申請をされたものです。

会長

何か、質問等ある方がいれば挙手をお願いいたします。

12番委員

番号2について、農道ということで目的は書いておられますが、農道となりますと、一般公共施設となりますけどこの場合には、現況農道であったとしても分筆してまでこの行為をしているのかどうかお聞きしたい。

事務局



すでにこの形で残っており、平成4年には、この状態でこの筆で残っていました。北側に農道があり、この農道に拡幅用地として農地に入るため利用していたものです。

## 12番委員

ということであれば、この申請は公共性の農道ということで、誰でも通行できるということでしたら解しているのですか。

## 事務局

周囲の方も田んぼに入るために使用しているのであって、地目も公衆用道路で登記されると思われますので、本人も私道という認識はないと伺っています。

## 会長

他にありませんか。

## 委員一同

(無し)

## 会長

無いようですので、採決に移りたいと思います。議案第4号、非農地証明願について、承認するという委員さんは挙手をお願いします。

## 委員一同

(挙手)

## 会長

ありがとうございます。満場一致で承認することに決しました。

続きまして議案第5号、農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について、議案第6号、農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農地利用配分計画について事務局より説明をお願いします。

## 事務局

議案第5号、農用地利用集積計画について、

(農用地利用集積計画について朗読)

今月の新規利用権設定が25件、再設定が3件で合計28件になります。総設定面積は、110,159㎡となっています。どの案件につきましても、農業経営基盤促進法第18条第3項及び町農業経営基盤強化促進基本構想の各要件を満たしていると考えます。

続きまして、議案第6号、農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農地利用配分計画について報告します。

(農用地利用配分計画について朗読)

今月は19件で、総設定面積72,611㎡となっています。どの案件につきましても、農地中間

管理事業の推進に関する法律第18条の各要件を満たしていると考えます。以上になります。

会長

議案第5号、農用地利用集積計画について、議案第6号、農用地利用配分計画について、何か意見等ありますでしょうか。

12番委員

農事組合法人への貸付について、期間が平成29年12月1日から10年間とありますが、県営圃場整備をする予定がありますよね、どうなんですか。

事務局

この田中北部地区を中心とする圃場整備につきましては、中、中免がメインの農地が広がっているところです。こちらの工事につきましては、平成32年頃を工事期間としており、この農事組合法人が、今回、農地中間管理事業を活用して、10年間の利用権設定をするにあたっては、出し手となる土地所有者の方が10年間担い手である法人に貸し付けると、経営転換協力金が発生するということがあります。出し手への補助金が発生するのと、受け手にも補助金が発生することもあります、10年間の期間が出ているわけです。

12番委員

圃場整備をすると換地処分をしますよね、圃場整備をしたら、地形も変わって地番も振り替わると思いますが、この利用権後に換地処分をして、その現況で区画整理をした場合には、この地番とかはその時点で入れ替わるわけですか。

事務局

こちらの農地につきましては、おっしゃるとおり換地処分が行われた後、新たな地番でもう一度書き換えが行われる予定となっております。

会長

他にありませんか。

委員一同

(無し)

会長

無いようですので、採決に移りたいと思います。議案第5号農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について、承認するという委員は挙手をお願いします。

委員一同

(挙手)

会長

ありがとうございます。満場一致で承認することに決しました。続いて議案第6号、農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農地利用配分計画について、承認するという委員は挙手をお願いします。

委員一同

(挙手)

会長

ありがとうございます。満場一致で承認することに決しました。  
続きまして、報告第1号、農地法第18条第6項解約通知について、事務局より報告をお願いします。

事務局

報告第1号、農地法18条第6項解約通知について

番号1 申請地：井上字南地 2, 623㎡  
地目：田2筆  
解約日：平成29年9月29日  
解約理由：労力不足

番号2 申請地：井上字諏訪 3, 188㎡  
地目：田5筆  
解約日：平成29年9月15日  
解約理由：転用のため

会長

ありがとうございました。報告案件ではございますが、何かご質問ありますか。

委員一同

(無し)

会長

無いようですので、終わりにしたいと思います。続きまして、報告第2号、使用貸借終了農地返還通知について、事務局より報告をお願いします。

事務局

報告第2号、使用貸借返還通知について

番号1 申請地：平木 1, 725㎡  
地目：田3筆  
解約日：平成29年10月31日

解 約 理 由： 労 力 不 足

番 号 2 申 請 地： 池 戸 2, 8 7 6 m<sup>2</sup>  
地 目： 田 3 筆  
解 約 日： 平 成 2 9 年 1 0 月 1 5 日  
解 約 理 由： 転 用 の た め

会 長

ありがとうございました。報告案件ではございますが、何かご質問ありますか。

委 員 一 同

(無 し)

会 長

無いようですので、この報告案件を終わります。それでは、香川県農業会議常設審議委員会審議報告について報告いたします。

(資 料 読 み 上 げ)

何か質問があればお願いします。

委 員 一 同

(無 し)

会 長

ありがとうございます。無いようですので終わります。その他について、1件連絡させていただけたらと思います。前回の全体会議の時、推進委員から言われました農地法4条・5条の現地調査について、推進委員も同行させていただきたいとの話がありました。これにつきましては、最終的に全体会議にて意見を取ろうと思います。配布しています資料にあるように、農業委員は農地法、また推進委員の仕事もすることができると、推進委員は農地の利用最適化をするということです。農地法のことは農業委員、農地の最適化のことは推進委員。ただ、自分のエリア内における農地が変わったというのがあります。その分については、農業委員のほうから説明をさせていただいて、皆さんと地域としてどういったことをするかということについては、参加することは良と私は思います。これが初めてですので、いろいろトラブルなど発生するかと思いますので、その都度、考えていくということをしていきたいと思います。これで定例会を終わります。ありがとうございました。

以上、この議事録が正確であることを証するため、会長及び議事録署名委員は、ここに署名する。

平成29年 月 日

農地部長 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_